

【資料4】

労務管理実務について

平成25年6月3日

農林水産省大臣官房秘書課

① 労使関係、交渉等の現状はどうなっているのか。

農林水産省の職員団体

- 全農林労働組合（全農林）
 - ✓ 組合員：11,996名(注1)（H25.1現在）
 - ✓ 執行委員長（兼務状況）
 - ・公務労協：副議長
 - ・公務員連絡会：議長
 - ・国公連合：委員長

- 全国林野関連労働組合（林野労組）
 - ✓ 組合員：3,960名(注2)（H25.4現在）
 - ✓ 委員長（兼務状況）
 - ・公務労協：副議長

(注1)このほか、労働組合法上の全農林として、独法所属組合員が5,054名

(注2)このほか、労働組合法上の林野労組として、独法所属組合員等が38名

全農林の概況

- 組織体制
 - ✓ 1中央本部（注3）
 - ✓ 10地方本部（北海道、東北、関東、東京、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、筑波）
 - ✓ 82分会（47都道府県に所在）

➤ 組合員数・組織率

（単位：名、％）

	H20.1	H21.1	H22.1	H23.1	H24.1	H25.1
組合員数	17,156	15,676	14,154	13,190	12,710	11,996
組織率	90.5	89.0	85.9	83.2	80.5	77.7

(注3) 委員長、副委員長、書記長、財政局長、中央執行委員計13名

全農林との交渉等の状況

- 交渉等
 - ✓ 交渉：年3回（春闘期、人勧期、秋闘期）
 - ✓ 意見交換会：年数回（注4）

(注4) 予算要求、概算決定時のほか、組織見直しなどの場合に開催

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
交渉	3	2	2	1	3	1
意見交換会	—	6	4	7	4	0

➤ 交渉等のテーマ

- 交渉
 - ✓ 労働諸条件の改善（超過勤務の縮減等）
 - ✓ 人事評価（管理者研修の充実等）
 - ✓ 福利厚生の実充（公務員宿舎の確保等）
- 意見交換会
 - ✓ 予算、組織・定員要求
 - ✓ 業務運営状況の点検

① 労使関係、交渉等の現状はどうなっているのか。

新たな労使関係の構築に関する基本方針

- 無許可専従等の法令違反を踏まえ、労使間で合意した事項について「基本方針」として平成21年8月11日付け事務次官依命通達で周知

基本的な考え方

- ✓ 従来の労使関係は白紙に
- ✓ 労使間の交渉は、基本的に勤務時間外に実施
- ✓ 交渉対象事項は、中央・地方各段階で件数・時間ともに整理・合理化
- ✓ 労使交渉の状況について議事要旨を公表
- ✓ 職員団体による庁舎使用について、透明性を確保

労使間の交渉ルール

- ✓ 国家公務員法に基づき、予備交渉を実施
- ✓ 交渉対象事項の要件を明確化
 - 具体的な事項であること
 - 権限内事項であること
 - 地方段階では、当該地方固有の事項であること
 - 管理運営事項でないこと
- ✓ 交渉場所は執務室以外
- ✓ 交渉出席者は、予め登録した者に限定
- ✓ 1回当たりの交渉時間は1時間以内
- ✓ 勤務条件に大きな影響を与える管理運営事項等について、中央本部との間で当局主催の「労使間意見交換会」を開催

庁舎等の使用の適正化

- ✓ 職員団体による庁舎の使用は、事前許可
- ✓ 許可の期間は、1年を超えない範囲で設定
- ✓ 事務室としての常時使用の場合、電気代、水道代等は実費負担

② 現行制度下において、労使関係上どのような課題があるか。

労使関係の透明性の維持・向上

- 平成21年の無許可専従事業後、労使双方から構成される「新たな労使関係構築検討会議」を設置し、新たな労使関係の構築に関する基本方針について合意。

【当局側委員】

- ✓ 事務次官
- ✓ 大臣官房長
- ✓ 大臣官房秘書課長
- ✓ 大臣官房秘書課人事調査官
- ✓ 大臣官房秘書課調査官

【全農林側委員】

- ✓ 中央執行委員長
- ✓ 副中央執行委員長
- ✓ 書記長
- ✓ 財政局長
- ✓ 中央執行委員（非現業・調査交渉担当）

- 議事概要の公表など合意事項に即し、国民視点に対する意識を共有した上で、労使関係の透明性の維持・向上に尽力。

基本的事項の明確化・共有化

- 労使関係上の基本的事項については、労使間で一定程度明確化・共有化して統一的に対応。

【例】

- ✓ 労使交渉の状況について、議事要旨を公表
- ✓ 交渉出席者は、予め登録した者に限定
- ✓ 1回当たりの交渉時間は、1時間以内
- ✓ 職員団体による庁舎の使用は、事前許可

③ 協約締結権を付与する職員の範囲を拡大する場合、どのような効果が期待でき、また、どのような懸念が想定されるか。

効果

- 勤務実態を十分に反映した勤務条件を設定可能
- 国家公務員に共通の勤務条件を一括で交渉する省庁を特定する場合には、各府省での交渉コストを軽減可能
- 職員の声をもっと十分に吸い上げる観点から、当局に良い意味での緊張感、意識の高まり

懸念

- 中央段階・地方段階で、様々な交渉・協約締結が発生
- できる限り共通の勤務条件を一括で交渉しなければ、交渉コストが増大するおそれ
- 労使交渉をまとめ上げると同時に、国民視点、労使関係の透明性の確保への意識醸成が必要

(参考)

労働組合との協約（旧現業の事例）

- 「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」の適用を受けていた国有林野事業の労働組合とは、本年3月まで、労使交渉を経て協約を締結。（本年4月から国家公務員法に基づく登録職員団体へ移行。）

	林野庁段階	森林管理局・署段階
協約事項	職員に共通の労働条件	局・署ごとに定める労働条件
(例)	国有林野職員の給与・手当	勤務時間の特例（8時15分始業等）

- 協約の締結・見直しに当たっては、給与や休暇、労働安全などの労働条件に関して、細部にわたり綿密な調整を実施。

④ 協約を締結できる職員団体の要件について、どのように考えるか。

農林水産省職員以外の全農林組合員の状況

- 国家公務員法上の全農林（登録職員団体）の組合員のほか、労働組合法上の全農林（労働組合）の組合員として所管10独立行政法人の職員が5,054名存在。（H25.1現在）

	農林水産省	10独立行政法人(注)
組合員数	11,996名	5,054名
組織率	77.7%	80.0%

(注) 10独立行政法人

- ・農林水産消費安全技術センター
- ・種苗管理センター
- ・家畜改良センター
- ・農業・食品産業技術総合研究機構
- ・農業生物資源研究所
- ・農業環境技術研究所
- ・国際農林水産業研究センター
- ・森林総合研究所
- ・水産大学校
- ・水産総合研究センター

- 独法職員の勤務条件については、独法労使間で交渉の上、適切に定められていると認識。

⑤ 市場の抑制力が働かないことから、労使交渉を行っても自主決着することは難しいのではないかという指摘について、どのように考えるか。

(参考)

労働組合での調停等（旧現業の事例）

- 旧4現業（郵政、林野、印刷、造幣）の各労組は、平成15年度まではほぼ毎年、賃金の決定に関して中央労働委員会への調停を申請。手当などに関しても、交渉状況に応じて、当局・労組から調停を申請。
- 平成16年度以降、自主交渉・自主決着を基本に、林野に関しては調停申請の実績なし。